西東京市グリーン購入ガイドライン

（令和５年 10 月改訂）



グリーン購入の推進は 2015 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGｓ：Sustainable Development Goals）の取組みの一つ**「12 つくる責任つかう責任」**の実現につながります。

西東京市みどり環境部環境保全課

目次

１　改訂の目的 …… 1
２　グリーン購入とは …… 1
３　グリーン購入の参考となる環境ラベル …… 1
４　分類ごとのグリーン購入対象品目と基準 …… 4
５　普及啓発物品購入について …… 15
６　イベントの運営について …… 16
７　会議運営について …… 18
８　購入検討から環境管理事務局への報告までの流れ …… 19

1　改訂の目的

近年、国内においては大型台風の襲来や予想を超える集中豪雨による河川の氾濫、また、夏場には全国的に記録的な高温となるなど、地球温暖化が原因とされる異常気象が発生しています。

本市は、令和４年２月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年の脱炭素社会の実現という大きな目標を掲げ、気候変動対策を加速させています。

グリーン購入は、脱炭素社会の実現に寄与する「プラスチックごみの削減」や「資源循環」を促進することができる有効な手段であり必要不可欠な取り組みとして、「西東京市環境物品等の調達ガイドライン」を「西東京市グリーン購入ガイドライン」に改めて整理しました。

2　グリーン購入とは

製品やサービスを購入する前に、まず①その必要性を十分に考えること、②購入する場合には価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること、そして③購入した製品やサービスが不要になった場合には適切に廃棄すること、この３つを適切に実施する活動を指します。

3　グリーン購入の参考となる環境ラベル

以下の環境ラベルの付いた製品を購入することで、本ガイドラインに適した製品を購入したことになります。

- **グリーン購入法適合製品**

 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の「特定調達品目及びその判断基準」に合致した商品に表示されるマーク。

 右記は一例であり、カタログごとに様々なデザインが存在するので注意が必要。



- **エコマーク商品**

 ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。ISO の規格に則った我が国唯一の第三者認証による環境ラベル制度。幅広い商品（物品・サービス）を対象とし、商品類型ごとに認定基準を設定、公表している。



- **総合評価値**

古紙パルプ配合率や森林認証材・間伐材パルプの利用割合等の個別の評価項目を数値化することで、総合的に環境負荷の低さを数値で表した値。



- **FSC 森林認証制度**

適切な森林管理が行われていることを認証する森林管理の認証（FM 認証）と森林管理の認証を受けた森林からの木材･木材製品であることを認証する加工・流通過程の管理の認証（CoC 認証）の２種類の認証制度。



- **PEFC 森林認証プログラム**

持続可能な森林管理のために策定された国際基準（政府間プロセス基準）に則って林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」及び紙製品や木材製品など林産品に関して、森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用していることを第三者認証する CoC 認証がある。



- **間伐材マーク**

間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。

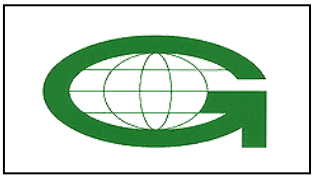
間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性を PR するとともに、消費者の製品選択に資するものである。

マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の２種類がある。



- **JOIFA グリーンマーク**

一般社団法人日本オフィス家具協会が制定したグリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。



- **国際エネルギースタープログラム（エネスタ）**

パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープオフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に付けられるマーク。

日本、アメリカなど５か国・地域が協力して実施している国際的な制度であり、経済産業省が運営する制度。



- **省エネラベリング制度**

省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。この基準を達成した（省エネ基準達成率100%以上）製品にはグリーンのマークを表示し、未達成(100%未満)の製品にはオレンジのマークを表示する。



- **統一省エネラベル**
 省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。



- **エコ・ユニフォームマーク**
 グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するマーク。



- **ＰＥＴボトルリサイクル推奨マーク**
 使用済みペットボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。



４　分類ごとのグリーン購入対象品目と基準

- 参考となる環境ラベル（参考ラベル）を参照しながら購入をしてください。
- 参考ラベルがない場合は基準に当てはまるものを購入してください。（共通基準又は個別基準を参照してください。）

その他、ご質問等ございましたら環境管理事務局（みどり環境部環境保全課）までお問い合わせください。

◆紙類

参考ラベル	
グリーン購入法適合　 【古紙以外のバージンパルプ原料】 	
品目	**個別基準**
コピー用紙	【以下のすべてを満たすこと】 ・総合評価値が 80 以上 ・バージンパルプの合法性の担保 ・総合評価値・内訳の表示
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	【以下のすべてを満たすこと】 ・総合評価値が 70 以上 ・バージンパルプの合法性の担保 ・総合評価値・内訳のウエブサイト等による情報提供
フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙	【以下のすべてを満たすこと】 ・古紙パルプ配合率 70%以上 ・白色度 70%程度以下（フォーム用紙） ・バージンパルプの合法性の担保 ・塗工量が両面で 12g/m^2 以下（フォーム用紙） ・塗工量が両面で 20g/m^2 以下、片面 12 g/m^2 以下(IJ 用塗工紙)
トイレットペーパー ティッシュペーパー	・古紙パルプ配合率 100%

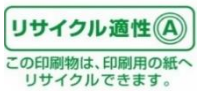
◆印刷物

印刷物に関しては、個別基準を基に、印刷物の作成をお願いします。

品目	個別基準
印刷物	【以下のすべてを満たすこと】 **1.用紙** 総合評価値 70 以上かつリサイクル適性(注 1)A ランク ただし、印刷物の用途・目的からその他ランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄またはリサイクル方法を記載すること （冊子の表紙は、総合評価値によらず合法性の確認されたもの） **2.インキ類** リサイクル適性 A ランクのインキであること また、上記に加え、印刷ごとでの基準を満たしていること ・オフセット印刷：NL 規制(注２)適合かつバイオマスを含有したインキの使用（注３） ・デジタル印刷：化学安全性が確認されたものであること **3.印刷物への表示** リサイクル適性・マークを印刷物の背・表紙・裏表紙のいずれかに表示をすること （ただし、用紙にて B、C、D ランクの材料を使用する場合は使用部位、廃棄またはリサイクル方法を記載）

(注１)リサイクル適性マーク

紙、板紙へのリサイクルが可能な印刷製品に表示するマーク。印刷製品に使用される紙、インキ、加工資材のリサイクル適性ランクリストに基づき、リサイクル適性 A（印刷用の紙へリサイクル可）、リサイクル適性 B（板紙へのリサイクル可）と表示する。



(注２) NL 規制

印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。



(注３)以下のマークを参考にしてください。

・インキグリーンマーク：

印刷インキ工業連合会が運用する制度。植物油インキの普及に伴い、オフセット・新聞インキに関して、インキ中のバイオマス割合、石油系溶剤割合を主たる指標とし、その度合いを考慮して３段階の認定基準を定めたもの。UV インキは、リサイクル適性及び省エネ対応を指標としている。



・ベジタブルインキマーク

植物油を含有した印刷インキで、マーク使用基準を満たしたものに貼付できる。大豆油に限定せず、全ての植物油を対象。



◆文具類

参考ラベル
 

共通基準
【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】 ・プラスチック重量比で再生プラスチック配合率 40%以上（ポストコンシューマ材料は 20%以上）又はバイオマスプラスチックを使用 **【金属を除く主要材料が木材の場合】** ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用 **【金属を除く主要材料が紙の場合】** ・古紙パルプ配合率 50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保

共通基準を満たす品目		
鉛筆（色鉛筆を含む）	事務用修正具（液体）	はさみ
マーキングペン	ゴム印	ステープラー（汎用型以外）
シャープペンシル	回転ゴム印	ステープラー針リムーバー
シャープペンシル替芯	定規	ペンスタンド
製本テープ	消しゴム	マグネット（玉・バー）
テープカッター	カッターナイフ	マウスパッド
パンチ（手動）	のり（テープ）	カッティングマット
ファイル・バインダー（プラ・木製）	のり（補充用含む） （液状、澱粉のり、固形）	デスクマット

＜共通基準以外の個別基準がある物品＞

品目	個別基準
ボールペン	・共通基準に加え、芯が交換できること
クラフトテープ	・古紙パルプ配合率 40%以上
両面粘着紙テープ	
粘着テープ（布粘着）	・再生プラスチック配合率 40%以上
ノート	【以下のすべてを満たすこと】 ・主要素材が古紙パルプ配合率 70%以上 ・塗工されているものは塗工量が両面で 30g/m^2 以下 又は、塗工されている印刷用紙の判断の基準を満たすこと ・塗工されていないものは、白色度が 70%程度以下
けい紙	

事務用封筒（紙製）	・古紙パルプ配合率 40%以上
インデックス	【金属を除く主要素材が下記を満たすこと】 ・再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用（ポストコンシューマ材料は 35%以上） ・古紙パルプ配合率 70%以上
付箋紙	
ファイル・バインダー（紙製）	
スタンプ台	
朱肉	
ステープラー（汎用型）	
連射式クリップ（本体）	
つづり紐	
ブックスタンド	
事務用修正具（テープ）	

◆オフィス家具等

参考ラベル
  
共通基準
【全品目（材料に関わらず）】 ・保守部品又は消耗品の供給期間は当該製品の製造終了後５年以上 **【主要材料がプラスチックの場合】** ・再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上又はバイオマスプラスチックが 25%以上かつバイオベースポリマー含有率が 10%以上 **【主要材料が木材の場合】** ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ・ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg/m²h 以下 **【主要材料が紙の場合】** ・古紙パルプ配合率 50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保

共通基準を満たす品目	
いす	ローパーティション
机	傘立て
棚	掲示板
収納用什器（棚以外）	ホワイトボード

＜共通基準以外の個別基準がある物品＞

品目	個別基準
大部分の材料が金属類（95%以上）の棚・収納用什器	【以下のすべてを満たすこと】 ・棚板の機能重量が 0.1 以下 ・単一素材分解可能率が 90%以上 ・リデュース、リサイクルに配慮された設計 ※金属製品以外は共通基準を満たすこと

◆ 画像機器等

参考ラベル	
  	
品目	**個別基準**
複合機	【以下のすべてを満たすこと】 ・国際エネルギースタープログラム適合（複合機 Ver.3.0、コピー機 Ver.2.0） ・特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ・製品の回収・リサイクルシステムの保有等 ・少なくとも 25g を超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用（資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用） ・紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能
コピー機	
プリンタ	【以下のすべてを満たすこと】 ・国際エネルギースタープログラム適合（Ver.3.0） ・特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ・少なくとも部品の一つへの再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用（インパクト方式の機器には非適用） ・紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能
トナーカートリッジ インクカートリッジ	【以下の１又は２のいずれかを満たすこと】 １.以下のア～キの基準を満たすこと ア.使用済みカートリッジの回収システムがあること イ.回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと ・トナーカートリッジ：50%以上 ・インクカートリッジ：25%以上 ウ.回収部品の再資源化率が 95%以上であること エ.回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等した上で適正処理され、単純埋立てされないこと オ.トナー又はインクの化学安全性が確認されていること カ.品目の使用が可能であること キ.感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと（トナーカートリッジに適用） ２.エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること

◆ 電子計算機等

参考ラベル	
   	
品目	個別基準
電子計算機（パソコン）	・エネルギー消費効率が下記を満たすこと 【サーバー型電子計算機】 省エネ法トップランナー基準を満たすこと（100%以上達成） 【クライアント型電子計算機】 下記のいずれかを満たすこと ア.省エネ法トップランナー基準を満たすこと（100%以上達成） イ.国際エネルギースタープログラム（Ver.8.0 以上）の基準を満たすこと ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公開されていること ・搭載機器・機能の簡素化がなされていること（一般行政事務用ノート PC に適用） ・少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること（プラスチックが使用される場合に適用）
記録メディア（CD、DVD、BD 等）	【以下のいずれかを満たすこと】 ・再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上又は古紙パルプ配合率 70%以上 ・スリムタイプ又はスピンドルタイプ ・バイオマスプラスチックの使用

◆オフィス機器等

参考ラベル	
   ※電池のみ	
品目	**個別基準**
シュレッダー	【以下のすべてを満たすこと】 1.待機時消費電力 1.5W 以下 2.低電力モード又はオフモードへの移行時間は 10 分以下
デジタル印刷機	【以下のすべてを満たすこと】 1.エネルギー消費効率の基準を満たす 2.紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 3.特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと
掛時計	【以下のいずれかの基準を満たすこと】 1.太陽電池式（蓄電機能付きで一次電池不要） 2.太陽電池及び一次電池使用で一次電池が 5 年以上使用可能 3.一次電池が 5 年以上使用可能
電子式卓上計算機（電卓）	【以下のすべてを満たすこと】 1.使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されるもの 2.再生プラスチック配合率 40%以上 3.特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと
電池 （一次電池又は小形充電式電池単 1～4 形）	【以下のすべてを満たすこと】 1.一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池は非適合） 2.小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等

◆照明

参考ラベル	
  	
品目	個別基準
電球型 LED ランプ	以下のすべてを満たすこと 【電球形 LED ランプ A 形（E26/E17/GX53 口金）】 ア.ランプ効率が基準値以上であること（昼光色・昼白色・白色は 110.0lm/W 以上、温白色・電球色は 98.6lm/W 以上） イ.平均演色評価数（Ra）が 70 以上であること ウ.定格寿命が昼光色・昼白色・白色・温白色・電球色は 40,000 時間以上、ビーム開き 90 度未満の反射形は 30,000 時間以上であること 【電球形 LED ランプ A 形（E26/E17/GX53 口金）以外】 ア.ランプ効率が基準値以上であること（昼光色・昼白色・白色 80lm/W 以上、温白色・電球色は 70lm/W 以上、ビーム開き 90 度未満の反射形は 50lm/W 以上） イ.平均演色評価数（Ra）が 70 以上であること ウ.定格寿命が昼光色・昼白色・白色・温白色・電球色は 40,000 時間以上、ビーム開き 90 度未満の反射形は 30,000 時間以上であること

◆制服・作業服

参考ラベル	
   	
品目	**個別基準**
制服 作業服	【以下のいずれかを満たすこと】 ・再生 PET 樹脂配合率が 25%以上（裏生地を除く） ・再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 ・故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 ・植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 ・植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること

◆洗剤

参考ラベル	
	

品目	個別基準
手洗い洗剤	【以下のいずれかを満たすこと】（注） ・廃油または動植物油脂を使用した石けん（個体または液体）とする。植物油脂は持続可能な原料の使用。 ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

（注）可能な限り無添加石けんとする。

５　普及啓発物品購入について

（１）目的

市が主催する事業等で配布する普及啓発物品を購入する際、プラスチックの削減を強化するほか、十分な環境配慮を行って環境負荷の低減を図るものとする。

（２）基本的な考え方

ア　プラスチック製品について

（ア）プラスチック製品は使用せず、代替品を検討すること。

やむを得ずに、プラスチックを使用する場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用すること。

ただし、提供物の強度や耐久性、安全性などに支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。

再生プラスチック素材を使用する場合の考え方は次のとおりとする。

ａ　本ガイドラインに定めている品目を購入する場合、その品目の基準を満たす物を購入すること。

ｂ 本ガイドラインに定めている品目以外を購入する場合、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。

（イ）ワンウェイプラスチック製品（一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもの）の使用を削減すること。

イ　プラスチック製品以外の製品について

プラスチック製品以外のものを購入する場合の考え方は次のとおりとする。

（ア）本ガイドラインに定めている品目を購入する場合、その品目の基準を満たす物を購入すること。

（イ）本ガイドラインに定めている品目以外を購入する場合、材料により以下の要件を満たすこと。

＜木材が使用されている場合＞

ａ　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

＜紙が使用されている場合＞

ａ　紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。

ｂ　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

ウ　容器包装の過剰な使用を抑制すること。

６　イベントの運営について

（１）目的

市が主催する事業等におけるイベントの運営においては、必要な物品の購入の際、プラスチックの削減を強化するほか、十分な環境配慮を行って環境負荷の低減を図るものとする。

（２）基本的な考え方

ア　プラスチック製品について

（ア）プラスチック製品は使用せず、代替品を検討すること。

なお、プラスチックを使用する場合の考え方は次のとおりとする。

ただし、イベントの運営や利用者の飲食に支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。

ａ　リユースできるもの(飲食提供時の食器など)

ｂ 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものへの転換。購入時の考え方は次のとおりとする。

（a） 本ガイドラインに定めている品目を購入する場合、その品目の基準を満たす物を購入すること。

（b） 本ガイドラインに定めている品目以外を購入する場合、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。

（イ）ワンウェイプラスチック製品（一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもの）の使用を削減すること。

イ　プラスチック製品以外の製品について

プラスチック製品以外のものを購入する場合の考え方は次のとおりとする。

（ア）本ガイドラインに定めている品目を調達する場合、その品目の基準を満たす物品を購入すること。

（イ）本ガイドラインに定めている品目以外を購入する場合、材料により以下の要件を満すこと。

＜木材が使用されている場合＞

ａ　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

＜紙が使用されている場合＞

ａ　紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。

ｂ　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

ウ　イベントにおいて使用された物品については、可能な限り、リユースを行うこと。

エ　イベントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底などの取組が行われていること。

オ　容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は来場者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組が行われていること。

カ　飲食を提供する場合に、提供する飲食物の量の調整や、食べ切り推奨の啓発などにより、食品ロスを削減する取組が行われていること。

７　会議運営について

（１）目的

市が主催又は市管理施設内で開催する会議において、プラスチックや紙の削減を強化するほか、十分な環境配慮を行って環境負荷の低減を図るものとする。

（２）基本的な考え方

ア　ノートパソコン、タブレット等の ICT を活用することによるペーパーレス化を行い、紙資源の削減を実施していること。

ただし、会議運営上、紙の資料等を印刷又は配布する必要がある場合は、以下の要件を満たすこと。

（ア）適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること
また、紙の資料として配布される用紙は本ガイドラインの基準を満たすこと。

（イ）ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を作成する場合は、本ガイドラインの基準を満たすこと。

（ウ）紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。

イ　飲料を持ち込む場合は、次の要件を満たすこと。

（ア）ワンウェイプラスチック製の製品及び容器包装（※１）の使用を削減すること。

（イ）繰り返し利用可能な容器（マイボトル等）などを使用すること又は容器包装（※２）の返却・回収が行われること。

ただし、会議参加者の飲料に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。(※３)

※１ ワンウェイプラスチック製の製品及び容器包装
一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、ペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器をいう。

※２ 容器包装
アルミ缶やスチール缶、紙パックなどの円滑なリサイクルが進んでいるもので、プラスチック製以外のものをいう。

※３ ペットボトルを利用する場合は、100%再生プラスチックのものに限る。

ウ　会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。

なお、新規に物品を購入する場合は、本ガイドラインに基づいて購入をすること。

エ　資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

８　購入検討から環境管理事務局への報告までの流れ

＜環境管理事務局への報告について＞

年に一度、環境管理事務局からの調査に報告していただく必要があります。

年度ごとに本ガイドラインの基準で購入した物品の品目数の報告をお願いいたします。

★調達方法

